

妊婦健康診査の公費負担について

安心して出産するために国が示す基準である 14 回の妊婦健康診査については、平成 20 年度第二次補正予算において妊婦健康診査臨時特例交付金が創設され、地方交付税措置されていない残りの 9 回分について国庫補助（1／2）と地方財政措置（1／2）されたことにより、県内の全市町村において健診の公費負担回数が 14 回に拡充されたところである。

しかし、国庫補助等の期間が平成 22 年度末までとなっているため、平成 23 年度以降についても引き続き財政措置をお願いする。

提案先 厚生労働省

